

大和市基準該当居宅サービス事業者、基準該当居宅介護支援事業者及び基準該当介護予防サービス事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

大和市長 大 木 哲

### 大和市規則第37号

大和市基準該当居宅サービス事業者、基準該当居宅介護支援事業者及び基準該当介護予防サービス事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則

大和市基準該当居宅サービス事業者、基準該当居宅介護支援事業者及び基準該当介護予防サービス事業者の登録等に関する規則（平成12年大和市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 居宅サービス基準条例 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第20号）をいう。

第2条第6号を次のように改める。

(6) 介護予防サービス基準条例 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第21号）をいう。

第2条第8号中「第41条第4項各号の」を「第41条第4項各号に規定する」に、「居宅サービス基準省令第106条第1項」を「居宅サービス基準条例第132条第1項」に改め、同条第9号中「第53条第2項各号の」を「第53条第2項各号に規定する」に、「介護予防サービス基準省令第32条において準用する」を「介護予防サービス基準条例第113条第1項に規定する」に改める。

第4条第1項第1号中「（法第58条第4項の規定において準用する場合を含む。）」を削り、同条第5項中「又は第53条第2項各号の厚生大臣」を「に規定する厚生労働大臣」に、「居宅サービス基準省令」を「居宅サービス基準条例」に、「基準該当居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準（基準該当居宅サービスの取扱いに関する部分に限る。）」を「基準該当居宅サービスに関する基準」に改める。

第6条第5項中「又は第58条第2項の厚生大臣」を「に規定する厚生労働大臣」に、「基準該当居宅介護支援の事業の運営に関する基準（基準該当居宅介護支援の取扱いに関する部分に限る。）」を「基準該当居宅介護支援に関する基準」に改める。

第7条中「受けたもの」を「受けた者（以下「基準該当介護予防サービス事業者」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の登録は、基準該当介護予防サービスの事業を行う者の申請により、基準該当介護予防サービスの種類及び当該基準該当介護予防サービスの種類に係る基準該当介護予防サービスの事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防サービス事業所」という。）ごとに行う。

第8条第5項中「第53条第2項各号の」を「第53条第2項各号に規定する」に、「介護予防サービス基準省令」を「介護予防サービス基準条例」に、「基準該当介護予防サービスに関する基準（基準該当介護予防サービスの取扱いに関する部分に限る。）」を「基準該当介護予防サービスに関する基準」に改める。

第9条の見出しを「（基準該当訪問介護事業者及び基準該当介護予防訪問介護事業者に係る登録の申請）」に改め、同条中「第3条又は第7条の規定により訪問介護に係る基準該当居宅サービス事業者若しくは基準該当介護予防サービス事業者（以下「基準該当サービス事業者」という。）の」を「第3条に規定する基準該当居宅サービスに該当する訪問介護の事業を行う者又は第7条に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護の事業を行う者として」に改める。

第10条の見出しを「（基準該当訪問入浴介護事業者及び基準該当介護予防訪問入浴介護事業者に係る登録の申請）」に改め、同条中「第3条又は第7条の規定により訪問入浴介護に係る基準該当サービス事業者の」を「第3条に規定する基準該当居宅サービスに該当する訪問入浴介護の事業を行う者又は第7条に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護の事業を行う者として」に改め、同条第10号中「居宅サービス基準省令第58条の規定により準用される居宅サービス基準省令第51条の」を「居宅サービス基準条例第63条の規定により準用する居宅サービス基準条例第55条又は介護予防サービス基準条例第63条の規定により準用する介護予防サービス基準条例第53条に規定する」に改める。

第11条の見出しを「（基準該当通所介護事業者及び基準該当介護予防通所介護事業者に係る登録の申請）」に改め、同条中「第3条又は第7条の規定により通所介護に係る基準該当サービス事業者の」を「第3条に規定する基準該当居宅サービスに該当する通所介護の事業を行う者又は第7条に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護の事業を行う者として」に改める。

第20条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「様式その他」を削り、同条を第21条とし、第19条を第20条とする。

第18条中「第12条」を「第15条」に改め、同条を第19条とする。

第17条第4号及び第5号中「第13条第1項」を「第16条第1項」に改め、同条を第18条とする。

第16条各号列記以外の部分中「基準該当サービス事業者」を「基準該当居宅サービス事業者又

は基準該当介護予防サービス事業者（以下「基準該当サービス事業者」という。）」に改め、同条第1号及び第2号中「居宅サービス基準省令又は介護予防サービス基準省令」を「居宅サービス基準条例又は介護予防サービス基準条例」に改め、同条第5号ただし書中「基準該当居宅サービス事業所」を「基準該当サービス事業所」に、「当該基準該当居宅サービス事業者」を「基準該当サービス事業者」に改め、同条第6号中「第3条」の次に「及び第7条」を加え、同条を第17条とする。

第15条第1項中「基準該当事業者若しくは基準該当事業者であった者」を「基準該当事業者又は基準該当事業者であった者」に、「又は基準該当介護予防サービス事業所」を「若しくは基準該当介護予防サービス事業所」に、「基準該当サービス事業所」を「基準該当事業所」に改め、同条を第16条とする。

第14条第1項第1号中「訪問介護」の次に「又は介護予防訪問介護」を加え、同項第2号中「訪問入浴介護」の次に「又は介護予防訪問入浴介護」を加え、同項第3号中「通所介護」の次に「又は介護予防通所介護」を加え、同項第5号中「第13条第1号」を「第14条第1号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「福祉用具貸与」の次に「又は介護予防福祉用具貸与」を加え、「第12条第1号、第2号及び第4号から第7号まで」を「第13条第1号、第2号及び第4号から第7号まで」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加え、同条を第15条とし、第13条を第14条とする。

(4) 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護 第12条第1号から第3号まで、第5号から第7号まで及び第11号に掲げる事項

第12条の見出しを「（基準該当福祉用具貸与事業者及び基準該当介護予防福祉用具貸与事業に係る登録の申請）」に改め、同条中「第3条又は第7条の規定により福祉用具貸与に係る基準該当サービス事業者の」を「第3条に規定する基準該当居宅サービスに該当する福祉用具貸与の事業を行う者又は第7条に規定する基準該当介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与の事業を行う者として」に改め、同条第6号中「第7条第17項」を「第8条第12項」に、「居宅サービス基準省令第206条の規定により準用される居宅サービス基準省令第203条第3項前段」を「居宅サービス基準条例第265条の規定により準用する居宅サービス基準条例第260条第3項前段又は介護予防サービス基準条例第254条において準用する介護予防サービス基準条例第246条第3項前段」に改め、同条を第13条とする。

第11条の次に次の1条を加える。

（基準該当短期入所生活介護及び基準該当介護予防短期入所生活介護に係る登録の申請）

第12条 第3条に規定する基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う者又

は第7条に規定する基準該当介護予防サービスに該当する短期入所生活介護の事業を行う者として登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した基準該当居宅サービス事業所等登録申請書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- (3) 基準該当短期入所生活介護及び基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を行う事業所が居宅サービス基準条例第182条及び介護予防サービス基準条例第166条の規定により併設することとされている施設と併設されていることを証する書類
- (4) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- (5) 事業所の平面図及び設備の概要
- (6) 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所
- (7) 運営規程
- (8) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (9) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (10) 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- (11) 居宅サービス基準条例第188条の規定により準用する居宅サービス基準条例163条又は介護予防サービス基準条例第172条の規定により準用する介護予防サービス基準条例第138条に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
- (12) その他登録に関し必要と認める事項

別表中「第19条」を「第20条」に改め、同表第1号様式の項中「及び第13条」を「、第13条及び第14条」に改め、同表第2号様式の項及び第3号様式の項中「第14条」を「第15条」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。